

令和2年第3回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 稲田和也
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民課長 尾村幸俊	福祉課長 山本昭義
農業振興課長 増住豪二	農地課長 星田達也
建設下水道課長 野田俊明	地域振興課長 前崎誠
会計管理者 橋本智明	学校教育課長 岩本博美
生涯学習課長 増永光幸	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（米村 洋君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において項目ごとの質問を終わるときは、その旨を申し出てください。

1番、西尾正剛君の発言を許します。

○1番（西尾正剛君） 皆さん、おはようございます。1番議員、西尾でございます。

質問に対しまして、執行部におかれましては質問の趣旨をよく御理解の上、御答弁を賜りたいと存じます。

氷川警察署跡地の活用について、お尋ねをいたします。もうこれは、平成29年12月の定例会と平成31年3月の定例会での米村議長の一般質問に対し、住宅政策として土地を活用していく旨の答弁であったわけで、その方向性は変わらないはずです。

しかし、その後の進展性がなく、地域住民から、どうなっているのか、防犯上、怖い、早く何とかしてもらえないかと、多くの切実な声が聞かれます。ついには宮原の議員は何をやっていると、これまで数回と叱られている状況です。これまでそうした声にはあやふやな返事をしてまいりましたが、やっと今年度、買収予算が計上されるに至りました。

そこで、この旧氷川警察署跡地の今後の活用、進捗についてお尋ねをいたします。まず、アの項目では、文化財保管場所の役目も終わり、熊本県との協議も整い、当初予算に買収のための予算が計上されています。氷川町では、この氷川警察署跡地の払下げをいつ頃に受入れる予定なのか。受けるに当たっては、1,000坪ぐらいの土地が、予算額では1,860万円ですから、地価公示や近隣相場価格から解体費用を差し引いた土地の価格が予算計上の額と思います。現状有姿で受けて、旧警察署や道場などの建物の解体は町が行うことになるのでしょうか、いつ頃を予定されているのか。買収の時期と解体の時期の計画を策定されていると思いますから、その時期についてお尋ねをいたします。

イでは、冒頭話しましたように、これまでの答弁に変わりなく、住宅用地として土地を活用していくのか。そういった青写真を町は描いているかと、お尋ねしたいと思います。これは当初予算計上の費目が、土木費の住宅建設費であることや、町長が平成29年12月議会の中で、この氷川町がさらに躍動していくためには、人

口を増やしていく政策が必要であるとの答弁であったことなど、こういったことから住宅地としてどういった形での青写真を考えているのか。具体的には、国からの補助を受け、新規に町営住宅を建築して人口を増やすのか。あるいは、有佐駅前住宅のように、町が分譲して個人が住宅を建て人口を増やすのか。またまた、デベロッパーなどの民間業者に委ねるのか。さらに大手のアパートメーカーへのサブリース、一括借り上げ方式のやり方で民間に委ねてアパートを建てて人口を増やすのか。そろそろ具体的な方策を考えていると思いますので、その辺のところをお尋ねいたします。

そうしたイの方策の流れのお尋ねではありますが、最後のウでは、新しい賃貸住宅として、民間による資金、経営能力、技術力を活用した、つまり内閣府所管のPFI法に規定する対象施設に該当する賃貸住宅、これを活用した整備導入ができないかという点について、お伺いしたいと思います。

これは、昨年3月定例会での米村議長の質問に対する、前総務課長の答弁にこうありました。「具体的方法といたしましては、既存の公営住宅長寿命化計画を踏まえて、人口増加対策のための町内住宅事情を考え、宅地分譲あるいは民間資本を活用した公営賃貸住宅の建設など、総合的に検討していきたい」といった答弁でした。その際には、事例自治体にある民間資本活用賃貸住宅かと思い、いろいろ調べ、内閣府のホームページなども読んでみました。

そういった最中、今度は先月5月12日の熊日新聞に「玉東町が高層マンション民間活用賃貸を計画」という見出しで報道がありました。事業費の半分を国からの補助金で賄い、民間を活用して建設費を抑制する。間取りは1LDKから3LDKまであり、全部で33戸を計画しているそうです。昨年、前総務課長が答弁した民間資本活用の賃貸住宅の建設などの検討は、多分長洲町や玉東町のやり方のPFI方式で町の支出を極力抑え、民間の財源や融資を活用して、住宅を民間業者に建ててもらい、家賃も管理も民間の会社にやってもらおうというPFIの事業類型の中のBTOという事業方式と思われま

す。著しい人口減少の対策として、氷川町では人口が増えることにより税収が伸び、消費も拡大する、こうした手法が昨年から検討されていると思いますので、実現に向けた取組が現在のところ、どのあたりまで進んでいるのかをお尋ねいたします。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君の質問事項、氷川警察署跡地の活用について、アからウまでの答弁を求めます。

建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） まず、西尾議員の質問のア、氷川警察署跡地の用地

取得はいつかについて、お答えしたいというふうに思います。

議員御承知のとおり、令和2年度当初予算において、土木費の住宅費、公有財産購入費として1,860万円を計上しております。町では、昨年度より、熊本県総務部総務私学局財産経営課と氷川警察署跡地の買受協議を進めておりました。本年3月13日付で県有財産買受申請を提出しております。年度が変わりまして、4月22日に契約締結を済ませました。その後、先方からの納入通知書をもって、5月22日に支払いを済ませております。

現在、県のほうで町からの入金の確認をされた上で、登記申請手続を進めておられます。その上で、所有権移転登記をはじめとする手続が6月末に完了する予定だというふうに聞いております。また、登記完了後において、鍵などをはじめ、図面などの関係図書を受け取る手はずになっております。

以上で、西尾議員の質問要旨アについての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） アの内容では、今、課長のほうからお話がありましたように、事務的なところで、まずお伺いしたいと思っていたのは、払下申請というやり方を取るのか、売買契約書の取り交わしをするのか、そういったことからお伺いしたいと思っていたのですが、今のお話からすると、申請をして4月22日に契約をして、5月22日に代金を支払ったと。所有権移転登記は6月末にというお話でございました。

通常のパターンでいきますと、払下げ申請もそうでしょうけれども、契約書などを作成するときは、末尾のほうに特約条項というのを付けるわけですが、そういった特約条項のところ、そういったお互いの話合いの中で、縛りといいますか、ここは住宅用地としてくださいね、住宅用地にしますという、そういった特約条項のような文言があるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 買受申請の理由に、住宅用地に利用するというので、先方のほうに提出しておりますので、その用途指定というのはございます。

乙は、これは町になりますけれども、この契約締結の日から10年間、売買物件を主として定住促進のための用地等、乙が直接実施する事業の用途に供しなければならないというふうに用途指定がされております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今のお話、よく分かりました。10年間は、氷川町では定住促進のためにと利用する。ということは、先ほど話しましたように、デベロッパーと

か、そういった民間に任せるといったことはないわけですね。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 町が直接、実施する事業の用途に供するという
ことで、それは可能かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） そうすると、最初の選択肢のところでお話ししましたが、今の
段階では、10年間はいろいろなパターンを考えていると。民間に任せたり、町が
分譲したり、そういったことも考えて。

お尋ねしたかったのは、そういった方針ということだったのですけれども、そう
いったものは、まだ考えているのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） そのあたりにつきましては、西尾議員の質問のイ、
ウで答弁しようというふうに考えております。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○1番（西尾正剛君） はい。

○議長（米村 洋君） では、アからウまでの答弁と言っていましたが、イにいきます
か。

○1番（西尾正剛君） はい。

○議長（米村 洋君） どうぞ。

○1番（西尾正剛君） イのところでは、人口減対策としてということでお伺いしたい
のですけど。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 西尾議員の質問イ、人口減対策としての計画はどう
いったものか。それと、ウ、PFIの活用による整備はできないかについて、関連
がございますので一括してお答えさせていただきたいというふうに思います。

第1次、第2次、氷川町総合振興計画の地区別計画の中で、地元、西上宮地区の
課題としまして、氷川警察署の跡地利用、若者定住の促進が挙げられております。
これを受けて、町でも人口減少対策として、住宅政策を実施したいというふうに考
えております。そして、これは県に対して、氷川警察署跡地の譲渡を希望する理由
にも掲げております。

次に、利活用の方針について、町のほうで3つのたたき台を検討しました。1つ
目は、先ほど議員からありましたように宅地分譲です。これは町が当該用地を造成
等の整備を施し、宅地分譲をするというものです。

2つ目が、民間事業者への土地の貸付けです。これは町有地貸付けによる、民間事業者によるアパート等の建設を考えております。

そして、3つ目がPFI事業。これは考えるとしたら、先ほど議員がおっしゃいました中で、BTO方式が適しているのかなというふうに考えております。これも民間活用による、社会資本整備総合交付金を活用した住宅政策です。

その上で、1つ目の宅地分譲につきましては、造成しても建てられる戸数が限られる。多分、10戸程度かなというふうに考えております。そういうことから、選択肢としては現在除外しているところでございます。

基本的に、現在のところ、先ほど述べました民間の活力を利用する形での2つ目と、3つ目の案での検討を慎重に進めているところです。当然、西尾議員の質問にもありますPFI事業なども、その選択肢の一つとして考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 町長がいつもおっしゃっているのは「スピーディーに」ということが、よく出てくるわけですが、これが平成29年12月議会での町長答弁の中に「跡地の活用については、町の職員でつくっている町内政策研究会で研究してくれと諮問をしている」こういった答弁がされているのですが、もう2年半前ですけども、このときの座長が副町長とか、建設課長とか、そういった人だったと思われまじりけれども、その答申内容というのはどうだったんでしょうか。

今、野田課長のほうでは、この3つの選択肢の中で、2つは残っていると。もう、こういったのが2年半ぐらい前に、方向性は出されていたはずなのにと、今も思っているのですが、その辺はどうでしょうか。その当時の座長さん、副町長ですか。お願いします。

○議長（米村 洋君） 平副町長。

○副町長（平 逸郎君） 当時、町長から、住宅政策、氷川警察署跡地について、政策審議会のほうに諮問がございました。内容につきましては、約半年ぐらいかかりまして答申を出したところでございます。

その内容については、当時は、先ほど野田課長のほうから申し上げました、第1案の宅地分譲と第2案の民間活力を活用した民間業者の参入、この2つの案を答申しております。その中で政策研究会としましては、第1案の宅地分譲ということで、当時、答申を終えております。

以上でございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。議長、一括ということですから、イ、

ウを合わせていいですかね。

○議長（米村 洋君） はい。

○1番（西尾正剛君） これも町長の答弁の中ですが「持続可能なまちづくりを進めるためにも、一定人口を保つことは重要である」と、こういった、その際の当時の答弁内容でございました。

私は、1月30日、31日と、地方議員研究会というところに、人口減対策のための地方議員の研修会にも行ってきたのですが、もうスピーディーに早めに取りかかれというのが、結論としては、その先生のお話だったのですが、合併当時の町の人口というのが、大体100人ぐらいでの人口減少だったのですが、そのあと平成22年からここ10年間は、年間150人ぐらいの人口減少になっています。

私は、ずっとこういった形で、広報誌に人の動きというのが出ていますから、ずっと広報誌から抜いて記録を取っているのですが、昨年の場合は、1月から12月までで190人減少しています。今年の1月1日現在の場合は23人、人口が増えているんですね。昨年の場合は、ずっと減り続けて191人ですが、1回だけ6人増えています。

今年が23人増えていたものですから、窓口に行きました。「これ23人、急に増えている理由は何ですか」と課長にお尋ねしましたところ、「外国人技能実習生だと思われまして」という答えでございました。そのあと、今までの動きの数を調べてみましたところ、もうこの5か月間で100人、人口が落ちています。今年の4月は、そういった外国人技能実習生が一気に転出したかもしれませんが、4月1日は73人の転出がありまして、自然増もあるのですが、100人落ちている状態です。

ですから、「総合振興計画」第2次のもので策定されておりますが、この2020年には、今のところ人口は1万1,000人以上を目指すというふうになっているのですが、もうあと3年、4年ぐらいすると、この目指す人口の1万1,000人を切るかもしれないというようなところまでいっているんじゃないかなというふうに思います。

町ではせっかく、これは守りの政策だと思うのですが、子育て支援でいろいろ政策をやっているわけですが、子供の医療費の助成事業とか、すこやか赤ちゃんとか、そういったものをしていて、人口増のためにこういった政策が行われているはずですが、今年になって、この「人口ビジョン総合戦略」というのを見た中に、資料の59の住環境というところに、こういったコメントのアンケートがありました。

子供の教育に関しては、他の地域に比べてとても充実していると思う、氷川町に引っ越したいという若い世代の方たちの話をいくつも聞くが、結局、住む場所がなく、近隣の市や町へ移っている、もったいないと思う。住む環境は良いので、もう少しアパートや借家等を増やしてほしい。田んぼや空き地を利用して、若い人とか、子育て世代に土地を提供してほしい。ということがアンケートで出ているのですが、ここのアンケートが反映していると思うのですけれども、ここの基本目標には、住宅需要に対して適切に居住地を提供する、町は若い世代で受皿づくりに取り組みますということが掲げられております。

ここの下のほうには、これは担当課は建設下水道課ですけれども、民間資金による住宅整備を促進し、若い世代や子育て世代、移住希望者などの住宅需要の希望をかなえることで、移住住宅の促進に取り組みます。そういったことがこの計画書に掲げられておりますので、そういった住宅地を提供するということでも、ぜひ、ここの警察署跡地は人口増やすための施策をやっていただきたいということを思うわけです。

これは氷川町の場合は、都市計画区域で、残念ながらといたら変ですが、お隣の鏡町とか千丁町の場合は、都市計画区域内ですから、農業委員会には届出ですが、氷川町の場合は届出制ではなく、農地転用許可を取らなければなりません。農振除外の白地である場合でも、1種、2種、3種とあって、1種の農地の場合は原則不許可です。しかも、転用するときには150坪までという制限もありますし、お隣に家を建てようとする、その手前のほうの家の完成を待たないと次の転用もできないと、そういったことになりますから、ハウスメーカーあたりとか、そういった業者が氷川町で家を建てるといったことができないことになります。

建てようとする、建て売りで進めるということになるわけですが、その辺の農業委員会の許可ということについては、星田課長、この辺のところは、今、私が話した内容でよろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） 今、西尾議員が御質問されたとおり、本町は市街化区域ではございませんので、一応、農地転用につきましては許可が必要となります。

転用につきましてもいろいろ条件がございますが、最近は転用の基準というのも結構緩和されたものがございますので、ある程度エリア内に家が建っていれば、許可ができるというふうになっておりますので、以前よりは転用がしやすい環境にはなっております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。そういったことで、なかなかここがいいということで、氷川町の中に子育てをしやすい町だからということで、熊本とか、ああいった所から入ってくるのには、非常に制限させるということになります、農地に限ってはですね。ですから、こういった宅地に、こういった政策を打って人口増を図るとするのは、極めて早急に取りかかるべき仕事かなというふうに思います。

あと4分しかありませんので、このPFIというのをいろいろ調べたのですが、これもメリット、デメリットはいろいろあるみたいですが。しかしながら、データは10年前だったのですけれども、それまで平成23年に、この法律ができてから9回の法改正もあっていますし、平成23年に賃貸住宅というのがこの対象事業の中に入っています。このPFI事業類型というのは、これはPFI法の中に、5原則3主義というのがあって、これは公平性原則というのがあります。

ですから、民間企業を選定する際には公平にやれというのが、この中のルールですけれども、昨年11月26日に、ある大手の建設会社からの訪問を受けまして、勉強会と思って出席いたしました。これはプロポーザルとか、そういったことで公平にやるわけでしょうから、勉強会と思って出席したのですが、その際に配られたのがこの資料です。

こういった形で、50戸ぐらいで計画できますよという資料だったのですけれども、これは一つのPFIのやり方としては、こういったものができますということでの一つの情報ですけれども、この計画の中で、建設課のほうで主管として民間活用型住宅政策推進事業ということで掲げられておりますので、ぜひ、こういった取組を考えて、進めてもらいたいということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（米村 洋君） 答弁は要りませんか。

○1番（西尾正剛君） 結構です。では、町長、最後によろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今日は、西尾議員の専門の分野であります、宅地の取り扱いということで、御質問をいただきました。そして、また議員自身もいろいろな勉強をされていると思っておりますので、今後ともいろいろな示唆をいただきたいというふうに思っております。

その上で、宅地政策、住宅政策につきましても、様々な政策があるわけございまして、今ある住宅をしっかりと活用する政策、あるいは空き家をしっかりと使っていく政策、また新たに宅地を、いわゆる建設をして利用する政策、それらを含めて住宅政策と私は思っております、その上で今回、氷川警察署跡地の活用についての

お尋ねがあったわけでございまして、先ほど課長から答弁しましたとおりでございます。今、粛々と前に進んでいるところでありまして、用地の取得が済みまして、登記が済みましてあと、私たちの町の所有となります。その上で、こういった手法で宅地を、いわゆる住宅を建設していくのかというのが今後の大きな課題でございまして、今、担当課のほうでも、様々な勉強、検討を行っているところであります。

10年前から私が就任しましたときから、住宅政策につきましては、様々な議員さんの方から御質問をいただいております。その中でお答えしてきたのが、町自体が単独で住宅を建てて、それを供用するという考えは持ちませんと、いわゆる民間の皆さん方とタイアップをしてやっていくというのが一貫した私の考えでございまして、今後もその線に沿いまして、その手法を考えていきたいというふうに思っておりますし、西尾議員が一番言いたいのは、スピード感をもってやれということだろうと思っております。ただ、そこにもですね、議員御承知のとおり、財源というものがございまして、その財源の活用を図りながら進めていかななくてはなりませんので、そういった財源を横目で見ながら、これからも前に前に進めていきたいというふうに思っております。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

5分間、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時31分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、吉川義雄君の発言を許します。

○6番（吉川義雄君） 皆さん、おはようございます。6番議員、吉川義雄です。

通告に沿って、2項目、質問をいたします。はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について、お尋ねをいたします。日本全体に出されていた非常事態宣言が解除され、学校の授業も始まりました。子供たちの元気な声を聞くとホッとします。このまま収まってほしいと思いますが、まだ安心できる状況ではありません。また、私たちの暮らしは大打撃を受けていますが、これから先がどうなるのか、本当に心配している、こういう声も聞きます。

氷川町における新型コロナウイルス感染症の経済的な影響をどう見ておられますか、お尋ねをいたします。特別定額給付金の事業が始まり、申請と給付が行われています。申請をした人の中には、コピーが大変だった、自分では書類を書けないの

で施設の方に援助してもらったという人もおられました。

昨日、町長の挨拶で、申請された方の93パーセントに給付金が届いたということでありました。順調に進んでいるようです。現在、申請をされた方への支給完了はどうなりますか。定額給付金事業の進捗状況をお聞かせください。

県内の各自治体独自の支援策も新聞で報道されていました。創意工夫がされ、多種多様であります。氷川町も5月に開いた臨時議会で、全町民に商品券を届けることなどを決め、発表をいたしました。町民の皆さんから期待の声も出ています。1日も早くこの事業を進めていただきたいと思います。

ある学生が「バイトがなくなって困っている。シフトが減ってアルバイトで入るお金も減ってしまった」こういう声を聞いていました。私は、先の臨時議会で、氷川町独自の支援策が必要との思いで意見も述べました。これも今議会で、町長から大学生に対する支援を行うと表明をされました。本当に良かったと私は思います。

これから先、状況がどうなるか分かりませんが、本当に支援が必要な人に支援がきちんと届くようにしなければならないと思います。また今後、町として支援する方針があるかどうか、お尋ねをいたします。

2項目目に、災害時の避難対策について、お尋ねをいたします。自然災害が心配される季節になってきましたが、この中で避難生活、避難体制のあり方を見直す声がたくさん出ています。県内の自治体では対策を見直し、そうした取組が行われております。

氷川町も6月の町の広報誌に、感染症対策に配慮した避難所での留意事項というチラシが入っていました。また、今議会で、町長は、万全の対策を取ると表明されています。本町の新たな対策をお聞かせください。

以上、2項目、質問をいたします。なお、今回は質問時間が30分しかありませんので、簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、新型コロナウイルス対策について、アからウまでの答弁を求めます。
地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 吉川議員のAについて、お答えします。

氷川町における新型コロナウイルス感染症に伴う経済的な影響については、氷川町商工会会員へアンケート調査を実施し、回答された事業者の8割が影響を受けておられ、売上減少率は5パーセントから100パーセントとの回答でした。特に、飲食業について、予約のキャンセル、来客者の減少により大幅な減少が見られております。また、小売業についても、行事の中止、学校関係への納品の減少、来客者

の減少などにより、売上減少があるとの回答であります。

現在、熊本県の金融円滑化特別資金制度を利用し融資を受けるため、事業者から経営安定関連保証（セーフティネット保証）の認定申請を受け付けており、認定26件の売上減少率は20.9パーセントから95.1パーセントです。平均44パーセントであります。

減少理由で、飲食業は来客者減少、建設業・建築業は工期の延長、住宅資材の納品の遅れ、自動車整備業は車両販売の減少、顧客減少、製造業では住宅建設の遅れに伴う畳表の需要減少、病院では来院患者の減少など、町内事業所の売上げに影響して経営に打撃を与えているものと思われまます。このことから、町内事業者を支援するため、特別定額給付金や地域振興券「氷川町 元気ががんばる券」を町内事業所で住民の皆さまが使用されることにより、地域の経済活動が促進されますので、町民一体での支援をお願いいたしたいと思ひます。

また、追加支援については、事業者並びに感染症の状況を勘案し、今後、検討していきます。

5月14日の臨時議会で可決された、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商工業者を支援する町独自の支援策の受付状況について御説明いたします。氷川町新型コロナウイルス感染症対策融資金の利子補給金は、熊本県の金融円滑化特別資金制度を利用して融資を受けた場合、その利子を補給するもので、利子補給額は全額で補給期間は5年間となります。6月5日現在で申請15件、融資合計額は2億900万円であります。

氷川町新型コロナウイルス感染症対策商工業事業継続応援金は、ひと月の売上げが前年同月比で30パーセント以上減少している法人へ20万円、個人事業者へ10万円を交付するもので、6月5日現在の申込みは、法人事業者7件、個人事業者34件であります。

氷川町新型コロナウイルス感染症対策事業所休業等応援金は、感染拡大を防止するため、熊本県より要請や依頼を受け、令和2年4月22日から5月6日までの期間内に5日間以上休業した事業者に10万円、営業時間の短縮を実施した事業者に5万円を交付するもので、6月5日現在の申込みは休業7件、営業時間の短縮10件であります。

氷川町地域振興券事業について御説明します。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済活動の停滞からの回復や、住民生活に対する経済的支援のため「氷川町 元気ががんばる券」を令和2年4月27日現在で、住民基本台帳に登録された住民1人当たり5,000円分を世帯主宛てに7月中旬に郵便書留で郵送する予定です。利用の期間は令和2年8月1日から令和3年1月31日の6か月間

とし、町内法人、個人の事業所及び農業者、農業法人等に登録していただき、取扱事業所として住民の皆さまに利用していただき、地域の経済活動が活発になることにより、事業者の支援につながることを期待しております。

これで、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 吉川議員のアの質問について、農業分野での経済的な影響についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、農業分野におきましても需要の落ち込み、市場価格の低迷等により農業者の収入に影響しております。特に、花き、い草、野菜類について影響が出ています。

先般の臨時議会で御承認いただきました、農林水産事業者向け事業継続支援金の申請状況は、6月5日現在で、い草11件、野菜類6件の計17件の申請が上がっているところです。この申請状況からも農業分野における経済的な影響が出ていると考えます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 吉川議員のイ、定額給付金の申請が始まったが、進捗状況はどうなっているかについてお答えします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金事業が実施されることとなりました。給付対象者は、基準日令和2年4月27日において、住民基本台帳に記載されている者、受給権者はその者の属する世帯の世帯主で、給付対象者1名につき10万円となっております。感染症拡大防止の観点から、給付の申請は郵送申請方式を基本としております。

本町は対象者1万1,671名、対象世帯数4,559世帯で、申請書や封筒印刷等、準備を踏まえまして、5月13日に郵便局に全世帯宛てに申請書を郵送依頼いたしております。

翌週の5月18日から申請書の受付開始、20日から給付を開始いたしました。6月8日付で申請件数4,334件、残りは225件、支給件数が4,254件、1億1,270万円となっており、残りが305件、5,440万円の支給額でございまして、進捗状況として申請率が95.1パーセント、給付率が93.3パーセントとなっております。

今後の見通しですが、国の制度によりまして、申請受付開始から3か月ということで、8月18日の給付請求期限となっております。未申請世帯につきましては、今後、防災無線や、再度、世帯主へ申請書を発送する予定でございます。遅くても

7月の中旬ぐらいには、全世帯への給付を終えたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） ウ、今後、検討されている施策についてお答えいたします。

介護保険料につきまして、現在ある減免の規定とは別に、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の規定を制定いたします。減免の内容としまして、第1号被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症により、同一世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合は、対象となる介護保険料が全額免除となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれる方で、減少額が前年より30パーセント以上及びそれ以外にかかる前年の所得額が400万円以下の場合に、対象となる介護保険料の全額または10分の8が減免されることとなります。

次に、政府が第2次補正予算案を国会に提出されました。その中に、一人親家庭への支援があります。内容は、母子家庭等対策総合支援事業の一つに、低所得者の一人親世帯への臨時特別給付金があります。対象者は、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金給付等を受けることにより児童扶養手当の支給を受けていない者で、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者。

○6番（吉川義雄君） 国が行う支援策、今、介護の話がありましたが、国保とかいろいろなものがあります。私が聞きたいのは、町として、今後どういう政策を考えているかという点ですので、その点で何かあれば答弁をお願いします。

○福祉課長（山本昭義君） 申し訳ありません。町として、一人親への支給も検討していたところ、国の補正予算がありましたので、併せまして報告させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ウにつきまして、お答えしたいと思います。これは政策的なものでございますので、なかなか課長ではお答えできないのかなと思っておりますが、御承知のとおり、国のほうでは第2次の補正が、今週末には成立する予定であります。2兆円規模でございまして、それぞれ目的をもって2つの分野で、それぞれ1兆円ずつを各自治体に交付をするということでございまして、その趣旨にのった支援というのは考えられるのかなというふうに思っております。

そういった意味も含めまして、今月の1日の課長会議で、各課長さん方に、次の第2次補正を見据えて、町単独でできるような支援があったら、どうぞ提案をしてくれということで、今、宿題を投げかけているところでございますので、今後また、

それぞれの提案が出てくるかなというふうに思っておりますし、冒頭、議員がおっしゃいましたとおり、必要な人に必要な支援を行っていかなくてはなりません。ややもしますと、売名ではありませんけれども、競争になってしまって、それぞれ自治体の独自のものがより称賛されるような傾向がありますけれども、やはり国が行うべきこと、県が行うべきこと、市町村が行うべきことというのはおのずと違ってくるというふうに思っておりますし、私どもで必要な分をしっかりと見つめて、これからは支援を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 6番、吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今、町の経済的なダメージというのは本当に深刻だなというふうに思います。私もこの間、何名かの方とお話をする機会がありました。

花き農家の方の話を書きましたが、本当に深刻でした。地震のときは、将来が見えて何とかやっていたんだけど、今度の場合は全く見えない、こういう話をされました。

また、個人で商売をされている人、収入が家賃代にもならないということで本当に困っていると、早く何とか収まってほしいなという話をされました。

それから、何人かの人に話をしましたが、政府が行っている給付金事業の手续に、説明会に行ったけれども、なかなかこれは大変だということで、手續しないといけないけれども、ようやく仕事が入ってきたしてから、休んでそれをするのができないという話もありました。ある人は自分でできなかつたから、税理士さんに頼んだよという話も聞きましたので、その話もいたしました。

やはり、商工会もそうです、町もそうですし、いろいろな相談窓口を設けられていると思います。ぜひ、そういった窓口を開設していることを大いに広報していただいて、遅れている人、したいけれどもどうしていいかわからない人、そういう人への手立てを一つ、お願いをしておきたいというふうに思います。やっていただきたいと思います。

定額の給付については、今日の新聞を見たら、全国ではまだ2割という数字が載っていました。先日の熊本市が6割でしたか、そういうのがちょっと載っていたかと思うのですが、本町の場合は、本当に職員の皆さんたちを含め、みんな頑張つてやられて、それが先ほど私も言いました「本当に助かっている」という声があります。私は良かったと思います。

ところで、残されている未申請になっている225世帯の人たちの中で、特に高齢者世帯とか、そういった人たち、申請は要らない人はしないわけですが、やり方がわからなくて、そういう人がいないのかなということを心配します。

いろいろなデータを調べていったら、氷川町で高齢者単独世帯、この資料は平成

27年だと思うのですが、489世帯、高齢夫婦世帯542世帯という資料が見つかったのですが、そういった人たちへの手当は、先ほどちょっと話がありましたが、今後しっかりやっていただきたいと思います、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） ありがとうございます。残りの225世帯、家庭のそういった世帯の分析は行っておりませんが、これにつきましては支給が必ずいくように、区長さん、民生委員さんあたりと協力しながら進めていきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 6番、吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 実は、新聞を読んでいて、先ほど町長が言われた、自治体には自治体ができる身近な支援策が必要だというふうに思うのですが、5月21日の新聞に氷川町のことが載っているんですね。氷川町は、国・県の特別給付金と併せて町民に5,000円の券を配ることを決めたんだと。この記事がずっとあって、最後に、身近な行政である市町村には、従業員の給料や家賃支払いに瀕している企業や事業者の厳しい現実が直接伝わるんだと。だから、それが独自の支援にもつながっているんだという記事が最後にまとめてあったんですね。

私は、そういう点では、町長が決意されましたので、これから先、本当に必要な人に、例えば各課長への宿題というふうにありましたが、各課長がしっかり見て、本当に必要な人に支援策を考えていただきたいと思います。

最後に一つだけ、今回、大学生への支援を提案されています。いわゆる専門学校生など、対象は広げるお考えがあるかどうかだけ、ちょっとお答えください。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、岩本博美さん。

○学校教育課長（岩本博美さん） ただいまの御質問について、少しお答えさせていただきたいと思います。

現在、要綱等を整備して検討を重ねているところです。現在、考えていますところでは、氷川町の住民基本台帳に登録されている方で、大学、短期大学、高等専門学校、大学院等で学ぶ学生を扶養する世帯に対して給付を予定しております。

中身につきましては、今、検討しておりますので、明日の合同委員会でも、もう少しお話ができればと考えております。よろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 6番、吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 学生も本当に大変ですので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。これで、最初の項目を終わります。

2項目目、お願いいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 吉川議員の質問事項2のコロナ禍の中、自然災害時の避難

対策について、ア、自然災害が心配されている季節になってきたが、コロナ禍の中で避難生活を見直す声が出てきている。本町の対策はどうなっていますか、についてお答えします。

災害時の避難所は、密閉された空間に多数の避難者が密集し、密接な関係を余儀なくされることから感染リスクが極めて高くなりますので、そのリスクを軽減するための対策が今、求められております。

5月28日、熊本県から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針が送付されております。これに準じた対策を講じます。

まず、避難所における具体的な対策と致しましては3点ほどございますが、受付時に検温、問診による健康状態の把握を行います。2点目、発熱など疑いのある者を別室で隔離し、主治医や保健所等に連絡し指示を仰ぐことにしております。3点目、避難所での十分なスペースを確保いたします。

このことを基本とした対策を行う方針でマニュアルを作成し、これに必要な温度計、消毒液、対応する職員の防護服、パーテーション等を準備しております。また、密閉を避けるため、可能な限り換気を行うこととし、2メートル間隔を確保できるだけの避難所を開設し、必要に応じて増設することとしております。

これらの対策を円滑に推進するため、各区長さんを通じて各世帯に、先ほど吉川議員がチラシを言われましたが、このチラシになります。感染症対策に配慮した避難についてということで3点ありますが、1点目が安全な親戚や知人宅への避難を検討すること。2点目、不足するマスクや体温計、消毒液を携行すること。3点目になります。避難所が変更、増設される可能性があること。

それと、感染症対策に配慮した避難所での留意事項として4点ほどございますが、マスク、体温計、消毒液を持参すること。受付時に検温、問診票の提出をしてもらうこと、避難所ではマスクを着用し、距離を確保し、おしゃべりを慎むこと。避難者が各自咳エチケットを守り、手洗いを励行すること。衛生に心がけること等を記載したチラシを全世帯に配布してありまして、住民に周知徹底を図ります。

また、避難所対応職員に災害避難所における感染症対策マニュアルを作成してありまして、感染予防を徹底したいと思っております。

また、避難所だけではなく、避難所への密集を避けるために、住民に安全な親戚や知人宅への避難や、地区の公民館あたりの避難所としての活用もお願いしていきたいと思っております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 6番、吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 実は、今度の感染症の問題で、現在ある避難所に、熊本地震み

たいに一度に避難させることはできないというのが出てきたと思うわけですね。それで、いろいろな対策をこれから取っていかれると思うわけですが、区の自主防災訓練が行われました。今回は皆、集まれることはないわけですが、改めてこれから先どうすればいいかということで、いろいろ勉強させていただきました。

全国災害ボランティア支援団体のところで、こういった一冊が出ていました。かなり詳しく書いてありました。私がこれを見て思ったのは、今、言われたように、避難場所を多く開設することを町のほうでやらなくてはいけないというふうに思いますが、私は自分の家が安全かどうか確認をして、避難しないで我が家に残る。近隣に安全な家があれば、そこに相談をして、そこに避難をする。こういったことを早く各家庭が立てるといえることが大事ではないかなというふうに思いました。

やはり、感染リスクをなくすという点では、その避難場所に入る数もはっきりさせて、本当に避難しなければならない人をきちっと避難場所を確保する。そういう点での対策をぜひやっていただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） 以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

ここで、5分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 次に、5番、長尾憲二郎君の発言を許します。長尾議員から発言の申出がありますから、再度、許可します。

○5番（長尾憲二郎君） おはようございます。5番議員の長尾でございます。

冒頭でございますが、今日は私のほうで資料をつくってきておりますので、議長に許可をいただいております。議長のほうから許可をいただきましたので、皆さんの手元にあとで資料を配付させていただきます。

それでは、質問に入ります。質問の前に、このたび、新型コロナウイルスにて、今日現在、新聞紙上によりますと933名の方がお亡くなりになりました。謹んで御冥福を申し上げたいというふうに思います。

その新型コロナウイルスが今年に入りまして確認されまして、3月の下旬頃から急激に拡散して増加してきました。その中で、いち早く我が町の集団感染に伴いまして、密閉、密集、密接、いわゆる「3密」の対策を各団体、それから行政主催の会合についても、藤本町長ができるだけ各自の自粛要請を表明されました。

その中で、住民皆、要望に徹しまして、今現在、八代郡市においては1人の感染も出ておりません。しかし、昨日、町長からも話がありましたが、北九州市におい

ては2次感染が発生しております。油断はできない状態であります。

日本全体で新型コロナウイルスの影響は各種企業や団体、また農業、水産業においても、そして教育関係にまで、国内全体の経済に大きな影響が出ています。

まず、商工関係では、特に飲食業に甚大な影響が出ておりますが、国の助成が十分ではないにしても援助がなされてきています。各企業についても、個人、法人にも助成が表面化していますが、農水産の生産者に対する表立っての支援に、助成の具体的な案件は少ないように思っております。氷川町の農業生産者も出荷量が大幅に減になって、売上も大幅に減っております。ほかの作物に関しましても、同じように減少していると聞き及んでいます。

氷川町は、農業立町を宣言していきまして、農家の収益の安定化は行政の望むところでもあります。よって、一番目の質問事項は農業収入安定化事業について、2番目の質問事項は、各小中学校の臨時休業に伴う学習保障について質問いたします。

1項目ずつの回答をお願いいたします。1番目の質問は、質問席に移りまして議長に許可をお願いして資料を配りたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 許可します。

○5番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。議長の許可をいただきましたので、今から皆さまに資料を配付させていただきます。それでは、質問席に移らせていただきます。

○議長（米村 洋君） ただいま、長尾議員から資料配付の要望がありましたので、資料をお配りします。

長尾憲二郎君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

○5番（長尾憲二郎君） それでは、1番目の質問に移りたいと思います。農業収益収入安定化事業についてでございますが、皆さまの今、手元に配付させていただきました資料とこのパネルは全く一緒でございます。ただ、ちょっと大きくしておりますが、この農業安定化事業において、収入保険というものがございます。この収入保険が各農家の個人経営については非常に有利な条件でございます、その説明も含めて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の基準収入の算定として、まずは農家の皆さん方の青色申告がポイントとなります。青色申告をされている方が基準になるわけですが、過去5年間の売上実績に基づきまして、収入の平均を取ります。それがこの1番目の表であります。ただし、青色申告に入っておられて1年しか出てないという方も、一応、加入はできる状態になっております。

続きまして、2番目に補償の方式と補償の限度の選択ということで、この保険積立農家の負担という算定については、3つの分野から成り立っております。先ほど

言いました基準収入が、一番表から見まして左方にあるのですが、ここに保険金、積立金、自己の責任部分の3つの段階に縦軸のほうでは分けられます。そこで、保険金につきましては、個人的に50パーセントから80パーセントの割合で、これは選択ができます。そして、いずれにしても積立ては5パーセント、10パーセントの選択ができます。

そういうことで、全体的に保険金が80パーセント、それから積立金が10パーセントで90パーセント、それから自己負担部分が10パーセントありますので、ここで全体の100パーセントになるのですが、下のほうで見てみますと、支払率というのがここに出てきています。これが横の軸になりますが、この支払率が90パーセントになります。よって、10パーセントはこの保険の手数料という形にもなります。

それで、ポイントとしましては、あくまでも積立てはオプションでありまして、保険金が必須科目になりますが、保険金の算定については、先ほど申しましたように、青色申告を申請された方が基準になるわけです。

そこで、3枚目のこれは数字を入れたところの具体的な説明になりますが、保険金が80パーセントですね、1,000万円の80パーセントですので、800万円に対して、縦軸の10パーセントを引きますので720万円になります。それから、積立金が100万円ですので、90パーセントですので、ここは積立金が90万円になります。自己負担分も10パーセントになります。

そこで、積立金はこの内訳として、国が75パーセントの補償をします。それと、ここに農家が25パーセントの負担分になるのですが、この部分と保険金の掛け捨て部分、この部分を町のほうでどれだけ補助をしていただけるかというのが、この表の大きなポイントになります。

よって、一番最初の年度に支払うのは、この30万2,724円と、下のほうの事務手続費用2万2,320円を足したところの32万5,044円というのが、基本的に農家の方が初年度支払う金額になるのですが、これも分割支払いができます。しかし、この積立ては年度年度、繰越しになりますので、そして、これはあくまでも農家さんの積立てですので、これをやめるときは返ってくるという状況になります。そういった非常に有利な条件になります。

そして、4枚目ですが、例えば1,000万円を予定していたけれども、実際何かがあって500万円しか入ってこなかったと、そこで500万円を保険金で賄えるかという算定になっています。

そこで、500万円を、左の横にいけますと、500万円を先ほどの割合で算定しますと、保険金が300万円、積立金が100万円、それから自己負担が100

万円ということで、ここでやっぱり上の表にありますように、90パーセント支払率が出てきますので、これに各々90パーセントを掛けますと、360万円の積立合計が出てくるわけで、500万円に対して360万円は補償金額になるという形になります。それで、合わせて500万円と360万円の合計金額の保険料は入ってくるという非常に有利な保険システムになっております。

そこで、現在、農業安定化事業の促進は進められておりますが、農業の共済制度で、災害時に補償される案件が非常に多いわけです。ほかの業種に関しましても支援制度はありますが、この収入保険は平成31年1月から導入されまして、農業安定化収入保険とは農産物なら、どんな品目でも対象となるわけです。農業従事者の生産者に対しての補償です。自然災害による収量減少や従事者のけが、そしてまた病気による収入減少等に対しても、年間売上全体の全体に対して補償しますので、補償の割合が80パーセント強と大きく、よって安心して農家の方は新しい作物にも挑戦でき、思い切った生産計画もできるのではないのでしょうか。

氷川町でも何軒か、利用されている方もおられます。そこで、農業振興課の増住課長にお伺いします。質問要旨として、農家の収入安定化のための収入保険制度に対する支援補助ができるのかについて質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（米村 洋君） 長尾議員、最初の農業収入安定事業についての答弁をして、その中で、こういう保険制度がありますよということを長尾議員のほうから提案をすると。最初から保険制度がありますよというと、この安定収入の事業化についての答弁がなっていないものだから、最初に農業振興課長、増住豪二君に、農業収入の安定化事業についての答弁をさせたいと思います。いいでしょうか。

○5番（長尾憲二郎君） そのようにお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） それでは、長尾議員の農業収入安定化事業について、アの農家の収入安定のための収入保険制度に対する支援補助ができないかについてお答えします。

農業収入安定化事業につきましては、現行では熊本県農業共済組合が行う共済事業のうち、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済事業に対して各農業者の共済掛金納入額の2分の1以内で補助を行っております。従来の農業共済制度では、自然災害による収量減少が対象となっておりますし、価格低下等での収入減少は対象となっております。

一方、収入保険制度では、自然災害による収入減少に加え、市場価格の低下やけがや病気で収穫できないなど、農業者の経営努力では避けられない、様々な収入減少も補償の対象になっております。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響といった、不測の収入減少も補償の対象となっております。収入保険制度では、加入要件に青色申告を行っていること、農業共済ナラシ対策、野菜価格安定制度など、類似制度での重複加入ができないなど一部制限がございます。品目ごとの枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応する保険制度となっております。

農業者にとって経営規模等に差異がございます。従来の農業共済制度に収入保険制度を拡充することで、それぞれの経営にあった共済制度を選択することが可能になります。また、農業経営を行う上で備えを厚くし、安心を担保することで収益性の高い新規作物の生産や新たな販路を開拓等、農業者の意欲的な取組につながることも期待できます。

収入保険制度の拡充は、農業収入安定化対策として有効な施策と考えますので、今後、検討してまいります。

以上、アについての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 今、増住課長のほうで御答弁いただきました。私は先もって、保険制度の話をしたんですが、この保険制度というのは基本的には共済も含めて加入する部分もございますが、しかし、共済とこれを一緒にするということはできません、法定上ですね。よって、どちらかをやめて、どちらかをするという選択がありますので、この辺は農家さんの御検討をしていただく分野かなというふうに思っております。

そこで、コロナウイルスで非常に困っておられる農家さんもいっぱいおられますので、ここで、町長の今後の支援体制に対して、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 方向性につきましては、ただいま課長が申し上げたとおりでございます。また、この収入保険の内容につきましても、議員は大分勉強されているなという思いをいたしました。私も話を聞きまして、十分理解を深めたところでありまして、新しい事業でございます。そのときも前担当課長からも、実は御相談があったところでございます。ただ、その時点では、このようなコロナというのがまだ発症してない時期でございましたので、その収入保険というのが本当に農家のためになるのかというような半信半疑の部分も私自身もございました。

併せまして、農業共済の今現在は2分の1の補償がっておりますので、そちらの方で大方の作物はカバーできるかなという思いがございましたが、今回のこの新型コロナウイルスによりまして、相当のダメージが出ている分野の作物もございます。そう

いった部分では、この収入保険というのは、大いに農家の皆さん方のいざというときの保険として、役立つということを改めて実感したところでございまして、先ほど課長が答弁しましたとおり、今後、前向きに検討させていただきたいと思っております。

実は、新型コロナの総合臨時交付金は、この前1兆円組まれました。今回、2兆円組まれますけれども、それにも実はメニューとして、今、手を挙げております。まだ採択、その他の返事が来ておりませんが、そうしますと今年の1年分、あるいは昨年、掛けた分が今年の保険に使われているわけでございまして、もっと言えば昨年の掛金プラス来年度以降より1月からの、来年度の掛金についてもこの交付金が使えれば、2年間の分は一般財源を投じずともできるのかなという少し欲張った考えを持っているところでありますが、いずれにいたしましても今後の農家経営には本当に役立つ保険であろうというふうに思っております。早めに方針を決めまして、もう来年度の方は、9月以降、申請が始まるわけでございまして、12月には保険料を納付せねばなりません。

そういったことを考えますと、やるという方針を決めるとするならば、9月の議会等には提案をしていかなければならないという思いもございまして、少しこの期間、また研究を深めさせていただければというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。本当に前向きな御返答をいただきまして、農家の安心・安全の安定の形で進めていただくということで、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、2項目目にまいります。各小中学校の臨時休業に伴う学習保障について質問いたします。

そこで、教育課長の岩本課長にお伺いします。県内全体の各小中学校が新型コロナウイルスの影響において、3月上旬より臨時休業となり、約3か月間の自宅待機を余儀なくされました。5月29日の新聞紙上では、熊本市は夏休みは8月8日から19日に、冬休みは12月25日から1月6日に短縮するとの発表がありました。氷川町はどのようなスケジュールになりますか。

そこで、お伺いします。質問事項の各事項について、質問要旨として児童・生徒の学習時間はどの程度の不足が発生していますか。2番目に、欠課時数に伴う授業時数の確保にどのように努めておられますか。

この2点についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（米村 洋君） 各小中学校の臨時休業に伴う学習保障について、アからイの答

弁を求めます。

学校教育課長、岩本博美さん。

○学校教育課長（岩本博美さん） それでは、長尾議員の御質問のアとイにつきまして、関連がございますので一括してお答えいたします。

各小中学校の臨時休業に伴う学習保障について、まず、アの御質問にあります児童・生徒の学習時間の不足ですが、3月、4月、5月の臨時休業により、小学校5年生を例にとりますと、国語、社会、算数、理科、外国語の5教科が約100時間不足。音楽、図工等、その他の教科で約50時間の不足。中学校3年生におきましては、国語、社会、数学、理科、英語の5教科が約100時間の不足。音楽、美術等、その他の教科で約50時間の不足となり、学校行事等を除く教科等の授業時数は、児童・生徒ともに約150時間不足することになります。

イの御質問の欠課時数に伴う授業時数の確保について、お答えさせていただきます。まず、夏季休業期間の短縮による授業時数の回復ですが、当初7月21日から8月24日の夏季休業期間を8月8日から8月19日に短縮することで、実質15日分、90時間の確保により5教科の不足時数分の約100時間が、夏季休業中の短縮でほぼ取り戻すことができます。また、学校再開前の登校日における実質的な指導の時間によります5月20日から22日の9時間、5月25日から29日の20時間で、29時間分の授業が現在進んでおります。

アの質問でお答えしました約150時間の不足のうち、119時間が回復できることとなりますので、このことによりまして、残りの約30時間分は学校事業の精選や、それにかかる準備の簡略などで、授業時数を生み出す努力を行いますので、不足した分を回復することは難しくないと考えております。

また、臨時休業中の課題としまして、令和2年度の学習内容も行っていますので、教科書は最初から学習いたしますが、学び直しも含めて効率良く学習が進んでいくものと期待しております。

なお、町内の小中学校が6月1日より学校再開となっておりまして、学校における密を回避する工夫としまして、クラスを2つの教室に分けて指導、大きな特別教室に移動しての授業、最大限の換気、全員マスク着用の上での学習活動の形態の工夫、給食時間の工夫等も各学校で様々な工夫をされながら教育活動を行っていただいております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の点から、学校現場で必要な物の要望が現在もあっているところです。今後も児童・生徒の安心・安全な環境を整えていく努力をしたいと思います。

以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 課長の説明、ありがとうございました。

氷川町の各小学校には、3月の現在で空調設備が完備されまして、エアコンとい
いますか、空調設備を十分に活用していただいて、もちろん換気も含めてですが、
十分にやった上で先生や生徒、それから児童のストレスにならないよう、また新型
コロナウイルスを十分に注意していただいて、御指導をお願いしたいと思います。

今、課長のほうから、いろいろ説明いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、教育長にお伺いしたいと思います。今現在、中学3年生は、進学を
控えているわけですが、これだけ3か月間休業したということで、各学校との、あ
るいは地区との格差が出てきてはいないかという、保護者の皆さまの御心配がござ
います。

その点につきまして、教育長として、教育行政の指導はどのように、方針はどの
ようにされていますか。その辺をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（米村 洋君） 教育長、太田篤洋君。

○教育長（太田篤洋君） ただいま、中学3年生の子供たちの入試のことがとても心配
されるというようなお話であったというふうに思っておりますが、このことについ
ては町の教育委員会でも大きな話題になっておりますし、町の3年生の子供さん
を持つ保護者の方々も大変御興味を持って、心配をされている状況にあります。

そこで、このことにつきましては先般、文科省より通知文が発出されまして、入
試を行う、実施しやすいように適切に対応してほしいという文書が出されておしま
す。その中では、地域の中学校の学習内容を踏まえて、適切な範囲の内容を設定を
してほしいということでありました。

加えて志願者には、中学3年生の希望者ですけれども、不安払拭に努めてほしい
ということがありまして、今後、両中学校に対して8月に入りますと、県の教育委
員会が実施者になりますので、改めまして入学者選抜要綱という方針が出されます
ので、それをしっかり検討しまして、保護者には不安払拭に努めてまいりたいと、
そのように思っているところです。そして、周知をしっかりと図りたいと思います。

ちなみに現時点では、3年生の教科書の後半部分は入試問題としないというよう
な方向性が県の教育委員会では出されているという文書が先般、来たところであ
りました。

いずれにしましても、両中学校の3年生が不利益を被らないように、そして、し
っかりと学習に専念をさせまして、進路という大事な夢が実現できますように支
えてまいりたいと思っております。お世話になります。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○5番（長尾憲二郎君） 説明いただきまして、ありがとうございました。

以上、私の質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） すみません、質問時間は過ぎておりますけれども、私のほうからお願いを一つ、関連でいたしたいと思っております。

実は、先ほど担当課長が最後に申しあげましたとおり、学習ですね、授業の在り方を工夫をいたしております。分散授業で行ったり、あるいは集会所にひとまとめにしていったりというような形で、各教室には空調設備がございますけれども、やはり集会のほうにはないところもございます。そこで授業をしていかななくてはなりませんので、そういった緊急の冷暖房の機械、あるいは水道の蛇口が今、回し式ですが、それをいわゆる簡略型にして、ある程度の対応をするというようなことも今、検討中でございます、このことにつきましては早急に対応していかなくてはなりません。

できましたら、専決によりまして、その予算等につきましても処分をさせていただきたいということ、この席で前もって御了承いただきたいというふうに思っているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（米村 洋君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時44分